

せい かつ

し ごと

生活困窮者自立支援制度

生活やお仕事のことで

困っていませんか??

失業して家賃が払えなくなりそう

仕事が見つからない



生活を立て直したい

家計管理がうまくいかない

借金や滞納がある

ひとりで抱えこまずに、まずはご相談ください!!

下記地域にお住まいの方が対象となります

市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町
昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村
鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村

受付時間 月～金曜日 **9:00～17:00**

(令和5年1月より受付時間に変更になります。)

*土日・祝日・年末年始はお休みとなります

秘密は厳守します

090-4815-4140

090-3147-4140

**相談料
無料**

生活の困りごとや不安を抱えている方は、**お電話**ください!!

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

山梨県くらしサポートセンター

お困りの方、お電話ください

090-4815-4140 090-3147-4140

生活困窮者への支援制度があります！

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。生活の困りごとや不安を抱えている方は、一人で抱えこまずに、まずはお相談ください。支援員がお話をうかがい、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考えます。その上で具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
※お電話・訪問・来所等、ご希望の方法で相談に応じます。

住居確保給付金

家賃相当額を支給する制度です。離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方などに一定期間（原則3カ月）家賃相当額（上限あり）が支給されます。

*住居確保給付金の申請には、収入・資産等の要件があります。

お気軽にご相談ください。

家計改善支援事業

自立支援事業対象者で家計管理の支援により生活の再建が見込める方が対象になります。あなたにあった家計支援プランを作成して家計の状況を見える化し家計管理の力を高め、生活の立て直しを支援します。

詳細はこちらから



相談の流れ

面談



困っていることを何でも話してください。
支援員がお話を伺います。

会議



関係機関の担当者を交えた会議で、一緒に考えた支援プランの話し合いをします。

支援



会議で決定したプランに基づいて、支援を開始します。
自立に向けて一緒に目標に取り組みましょう！